県本部各部課長 県下各警察署長 原 議 永 年 保 存 共 00 00 10 31 5年 宮本免第127号 令和4年3月1日 宮城県警察本部長

指定自動車教習所指導監督実施要領の一部改正について(通達)

指定自動車教習所(以下「教習所」という。)に対する指導監督については、「指定自動車教習所指導監督実施要領の一部改正について(通達)」(平成31年3月22日付け宮本免第294号)により実施していたところであるが、この度、別添のとおり指定自動車教習所指導監督実施要領の一部を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 指定自動車教習所名簿の改正 教習実施車種を変更した教習所があることから、指定自動車教習所名簿(別表 第1)を改めた。
- (2) 指導監督事項の追加 オンラインによる学科教習が開始されたことから、指導監督事項及び着眼点(別 表第2) の学科教習関係にオンラインによる教習実施状況を追加した。
- 2 施行期日 令和4年3月1日

指定自動車教習所指導監督実施要領

1 趣旨

この要領は、警察署における管轄区域内の指定自動車教習所(以下「教習所」という。)に対する指導監督の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 実施体制及び任務

教習所の指導監督を実施する警察署(以下「実施警察署」という。)における実施 体制及び任務は、次のとおりとする。

(1) 指導監督責任者

ア設置

実施警察署に指導監督責任者を置き、警察署長をもって充てる。

イ 任務

指導監督責任者は、教習所に対する指導監督の業務を管理し、当該業務を行う職員を指揮監督するものとする。

(2) 指導監督副責任者

ア設置

実施警察署に指導監督副責任者を置き、副署長又は次長をもって充てる。

イ 任務

指導監督副責任者は、指導監督責任者の指揮を受け、教習所に対する指導監督の業務を総括し、指導監督責任者を補佐するものとする。

(3) 実施担当者

ア設置

実施警察署の交通課に実施担当者を置き、課長をもって充てる。

イ 任務

実施担当者は、指導監督責任者の指揮を受け、教習所における教習業務が適 正に行われるよう指導監督を行うものとする。

(4) 実施担当補助者

ア指定

指導監督責任者は、必要に応じて、実施警察署の運転免許事務を担当する職員を実施担当補助者に指定することができる。

イ 任務

実施担当補助者は、指導監督責任者の指揮を受け、教習所における教習業務 が適正に行われるよう指導監督を行い、実施担当者を補助するものとする。

3 実施警察署及び対象となる教習所

実施警察署及び対象となる教習所は、指定自動車教習所名簿(別表第1)のとおりとする。

4 指導監督の実施

(1) 実施回数及び年間計画の策定

指導監督責任者は、原則として1教習所当たり四半期に1回以上指導監督を行うこととし、実施に当たっては、年間計画を策定して計画的に実施しなければな

らない。

(2) 指導監督事項

指導監督は、次の項目について行い、指導監督事項及び着眼点(別表第2)により実施すること。

ア 技能教習関係

- (ア) 無資格者による教習実施の有無
- (イ) 遅刻又は早退の黙認等の有無
- (ウ) 教習指導員同乗による教習実施状況
- (エ) 機器操作習熟者による教習実施状況
- (オ) 正常作動機器による教習実施状況
- (カ) 視認性が確保された道路標識、道路標示等による教習実施状況

イ 学科教習関係

- (ア) 無資格者による教習実施の有無
- (イ) 遅刻又は早退の黙認等の有無
- (ウ) 教習日誌の記載状況
- (エ) オンラインによる教習実施状況

ウ 仮免許学科試験関係

- (ア) 試験問題、正解表等の保管管理状況
- (イ) 試験の実施状況

5 実施結果の報告

指導監督責任者は、指導監督を実施した都度、指定自動車教習所に対する指導監督実施結果報告書(別記様式第1号)に指導監督表(別記様式第2号)を添付し、 交通部運転免許課長を経由して報告すること。

6 留意事項

実施担当者及び実施担当補助者は、次の点に留意し、指導監督を実施すること。

- (1) 仮免許学科試験の立会いを実施する場合は、指定自動車教習所名簿により仮免許学科試験の実施曜日を確認して行うこと。
- (2) 指導監督のために教習所に立ち入る場合は、特に理由がある場合を除き、日中の執務時間内に行うこと。
- (3) 指導監督は、教習所の管理者その他教習所の責任ある者の理解及び協力を得て、かつ、その立会いの下に行うこと。
- (4) 指導監督を行う教習所の選定に当たっては、対象となる教習所の業務等の実態に即して重点的に行うとともに、極端に偏ることのないように配意すること。
- (5) 教習所の職員及び教習生に対して不快感、誤解等を与えることがないよう、言動及び態度には十分に注意すること。
- (6) 指導監督の場においては、明確に指示又は回答することができないものは即答を避け、後日の調査を経て回答すること。

なお、この場合の指示又は指導に当たっては、懇切を旨とし、誤解のないようにすること。

(7) 指導監督は、実施日、指導項目等を事前に知らせることなく実施すること。

指定自動車教習所名簿

警 察 署	管轄教習所名	仮 免 許 学科試験 実施曜日	教習実施車種										
音 祭 者			大 型	中 型	準中型	普 通	大 特	けん引	大自二	普自二	大二種	中二種	普二種
仙台中央	花壇自動車学校	火・木・土				0			0	0			
	仙台赤門自動車学校	火・木・土				0				0			
仙台南	宮城自動車学校	火・金・土				0				0			
	南仙台自動車学校	火・木・土		0	0	0	0	0	0	0		0	0
	仙台自動車学校	火・木・土				0				0			
	宮交自動車学校	月・木・土				0			0	0			
仙台北	中山ドライブスクール	火・木・土				0				0			
仙台東	R 4 5・日の出自動車学校	火・土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	仙台ドライブスクール	火・木・土				0				0			
	仙台中央自動車学校	火・土				0				0			
	東部自動車学校	月・木・土				0				0			
泉	奥羽自動車学校	月・木・土	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	泉自動車学校	月・木・土				0			0	0			
	仙台北自動車学校	火・木・土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東日本自動車学校	火・木・土	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
塩 釜	利府自動車学校	火・木・土				0			0	0			
	陸上自衛隊多賀城駐屯地教習所	月~金	0					0					
岩沼	岩沼自動車学校	火・木・土				0				0			
大 和	富谷自動車学校	火・木・土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	石巻第一自動車学校	火・木・土		0	0	0	0	0	0	0			
石 巻	石巻自動車学校	火・木・土				0				0			
	石巻中部自動車学校	火・木・土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パセオ・ドライビングカレッジ	火・木・土	0	0	0	0	0	0	0	0			
気 仙 沼	気仙沼中央自動車学校	火・木・土	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
佐沼	佐沼自動車学校	火・木・土		0	0	0	0	0		0			
佐沼	北宮城自動車学校	火・金・土	0	0	0	\circ	0	0		0			
古 川	仙北自動車学校	火・木・土				0	0	0	0	0			
	古川自動車学校	火・木・土		0	0	0	0	0	0	0			
	古川自動車教習センター	火・木・土	0	0	0	0	0	0		0			
遠 田	涌谷自動車学校	火・金・土		0	0	0	0	0	0	0			0
築館	築館自動車学校	火・木・土	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
加美	加美自動車学校	火・木・土		0	0	0	0	0		0			
大河原	仙南自動車学院	火・木・土		0		0	0			0			
	陸上自衛隊船岡駐屯地教習所	該当なし					0						
白 石	南蔵王自動車学校	火・木・土		0	0	0	0	0	0	0			0
角 田	角田自動車学校	火・木・土	0	0	0	0	0	0		0			

指導監督事項及び着眼点

項目	指導監督事項	着
技	1 無資格者による教習 実施の有無	教習指導員名簿の提出を求め、次の事項を確認する。 1 教習日誌と照合した有資格者による教習の実施状況 2 所持免許証の有効期限と更新状況
能	2 遅刻又は早退の黙認 等の有無	1 1時限50分の教習における開講後及び閉講後の教習生の数を確認し、教習生の遅刻や早退を黙認して正規の受講と処理していないかを確認する。 2 教習計画書の提出を求め、規定された時間の教習を行っているかを確認する。
教	3 教習指導員同乗によ る教習実施状況	教習指導員が同乗しなければならない教習において、教習生に単独で運転させていないかを確認する。 [対象外の教習] 1 二輪車の教習 2 無線教習、模擬運転装置及び運転シミュレーターを使
習		用した教習 3 一時的に下車して行う教習
関	4 機器操作習熟者によ る教習実施状況	無線教習、模擬運転装置及び運転シミュレーターを使用した教習において、機器操作習熟者による教習が行われているかを確認する。
係	5 正常作動機器による 教習実施状況	1 正常に作動する機器を使用して、無線教習、模擬運転装置及び運転シミュレーターを使用した教習が行われているかを確認する。2 正常作動する信号機等による技能教習が行われているかを確認する。
	6 視認性が確保された 道路標識、道路標示等 による教習実施状況	視認性が確保された道路標識、道路標示等による教習が 実施されているか(腐食等により視認性が低下していない か。)を確認する。
学	1 無資格者による教習 実施の有無	教習指導員名簿の提出を求め、次の事項を確認する。 1 教習日誌と照合した有資格者による教習の実施状況 2 所持免許証の有効期限及び更新状況
科教習	2 遅刻又は早退の黙認 等の有無	1 1時限50分の教習における開講後及び閉講後の教習生の数を確認し、教習生の遅刻や早退を黙認して正規の受講と処理していないかを確認する。 2 教習計画書の提出を求め、規定された時間の教習を行っているかを確認する。
関	3 教習日誌の記載状況	教習の都度、教習指導員が自ら記載することとなっている教習日誌を他人に記載させていないかを確認する。
係	4 オンラインによる教 習実施状況	1 教習の成立又は不成立について適正に判定しているかを確認する。2 教習に対する質問について速やかに対応しているかを確認する。
仮免許学科試験	1 試験問題、正解表等 の保管管理状況	1 試験問題、正解表等の保管は、施錠することができる保管庫に保管しているかを確認する。 2 保管庫の鍵は、管理者が責任を持って管理しているかを確認する。 3 管理者が不在時の取扱いはどのようにしているかを確認する。 4 試験問題、正解表及び仮免許証台紙の数と受払簿の数に相違はないかを確認する。
験 関係	2 試験の実施状況	1 試験実施中に問題の解答につながるような助言等をしていないかを確認する。 2 採点に誤りがないかを解答用紙で確認する。 3 採点を再点検しているかを確認する。

宮城県警察本部長 殿

宮第号年月日警察署長

指定自動車教習所に対する指導監督実施結果報告書 見出しのことについて実施した結果は、下記のとおりであるから報告する。 記

- 1 実施教習所名
- 2 実施日時

年 月 日 午 時 分から午 時 分までの間

- 3 実施者官職氏名
- 4 実施結果 別添「指導監督表」のとおり。
- 5 指示(指導)事項その他特に気付いた事項の要点
- 6 教習所側の意見要望等の要点(回答した場合は、その要点を付記すること。)

指 導 監 督 表

1日	- 等	iii.	(目)	<u> </u>	1
指導監督事項		施結	果	摘	要
技能教習関係					
(1) 無資格者による 教習実施の有無	なし	あり	その他		
(2) 遅刻又は早退の 黙認等の有無	なし	あり	その他		
(3) 教習指導員同乗 による教習実施状 況	適	不適	その他		
(4) 機器操作習熟者 による教習実施状 況	適	不適	その他		
(5) 正常作動機器による教習実施状況	適	不適	その他		
(6) 視認性が確保された道路標識、道路標示等による教習実施状況	適	不適	その他		
学科教習関係					
(1) 無資格者による 教習実施の有無	なし	あり	その他		
(2) 遅刻又は早退の 黙認等の有無	なし	あり	その他		
(3) 教習日誌の記載 状況	適	不適	その他		
(4) オンラインによ る教習実施状況	適	不適	その他		
仮免許学科試験関係					
(1) 試験問題、正解 表等の保管管理状 況	適	不適	その他		
(2) 試験の実施状況	適	不適	その他		
	技能	指導監督事項実技能教習関係なし(1) 教習 経施の方なし(2) 黙認等力なし(3) に況 (3) に況 機よ 開育施 (4) に況 (4) に況 (5) よ 常教 動集 (4) に況 (5) よ 視記 (5) よ 視記 道示施 (6) れ路習 対標に況 (6) れ路習 対標に況 (6) れ路習 対標に況 (7) 教	指導監督事項実施 結技能教習関係なし あり(1) 教習実施の有無なし あり(2) 黙認等の有無なし あり(3) に別機器操作習表習異施状適 不適(4) に別性が標準といれで調整を表表的で表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	指導監督事項実施 結果技能教習関係(1) 無質格者による (2) 黙認等の有無なし あり その他(3) に混り (3) に混り (3) に混り (3) に混り (4) に混り (3) に混り (3) に混り (4) に混り (4) に混り (4) による教習実施状 (5) よる教習実施状 (6) よる教習実施状 (6) れた標準よる教習関係不適 その他(4) 機器操作習熟が確保 (5) よる教習実施状況 (6) れた標準よる教習関係不適 その他(5) よる教習関係不適 その他(1) 教習 (1) 教習 (2) 黙認等の有無 (3) 状況 (4) る教習実施状況 (5) あり その他なし あり その他(3) 状況 (4) る教習実施状況 (5) 満済等の出職 (6) 未済等の保管管理状況 (6) 試験の実施状況 (7) 表決験の実施状況 (7) 表決験の実施状況 (7) 表別の実施状況 (7) 試験の実施状況 (7) は、計算の実施状況 (7) は、対験の実施状況 (7) は、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	指導監督事項 実施結果 技能教習関係 (1) 報資格者による 教習実施の有無 なしありその他 (2) 緊認等の有無 なしありその他 (3) 教習指導員局乗状況 適不適その他 (4) 機器操作習熟者状況 適不適その他 (5) よる教習実施状況 適不適その他 (6) 視認性が確保な対理実施状況 適不適その他 (7) 表別等施状況 適不適その他 (8) 規認性が確保な対理実施状況 当の地 (9) 教習関係 本の地 (1) 無質を格者による教習実施状況 なしありその他 (2) 緊認等の有無 なしありその他 (3) 教習日誌の記載 適不適その他 不適その他 (4) る教習実施状況 適不適その他 (5) 表等の保管管理状況 適不適その他 (6) 規認性が確保な対象である。 本の他 (7) 素等の保管管理状況 適不適その他 (8) 対象の保管管理状況 適不適その他 (9) 試験の実施状況 不適その他

注1 実施結果欄は、それぞれ該当する項目を○で囲むこと。 2 「あり」、「不適」又は「その他」に該当する場合は、摘要欄に所見等を記載すること。